

協働事業を目指す
NPOと行政のための
協働事業推進マニュアル

平成 23 年 3 月改訂

静 岡 市

はじめに

平成19年4月に施行した「静岡市市民活動の促進に関する条例」の第6条には、「市民及び市は、市民活動のより効果的な促進を図るため、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業(以下「協働事業」という。)の創出に努めなければならない。」と定めています。

NPOも市も地域の社会的な課題の解決を使命としています。それぞれが単独で取り組むよりも、お互いの特長をいかし補完し合うことで、大きな力に変えていくことが可能です。

「協働事業を目指すNPOと行政のための協働事業推進マニュアル」は、市民と市が協働を通じて、よりよいまちづくりに主体的、積極的に参画する「市民都市・静岡市」の実現を目指すためにまとめられました。

協働におけるNPOと市の関わり方は一様では無く、相互理解が不可欠です。お互いが良きパートナーとなって、社会的課題を解決するために、このマニュアルを活用してください。

平成23年3月

静 岡 市
静岡市市民活動促進協議会

INDEX

はじめに	1
INDEX	2
[このマニュアルの使い方]	4

NPO・行政向け

第1章 理念編 市民活動や協働を理解しよう	1- 1
1. 市民活動、NPOとは	1- 2
2. 市民活動の理念	1- 4
3. ボランティアとNPOの違い	1- 6
4. 営利企業とNPOとの違い	1- 8
5. 協働とは	1- 10
6. なぜ協働が必要か	1- 12
7. これからの協働	1- 14

行政向け

第2章 企画編 協働はどのようにやればいいのか	2- 1
1. 協働はどのようにやればいいのか	2- 2
2. どの分野や段階で協働は可能か	2- 6
3. どのような協働が可能か	2- 8
4. 誰と協働するのか	2- 14
5. 協働の役割分担	2- 16
6. 協働するとコストはどうなるのか	2- 20
7. 協働事業をデザインしてみよう	2- 23
8. 協働のデザインが終わったら、総合的に判断してみよう	2- 28

NPO（・行政）向け

第3章 実践編 協働のルールやノウハウを知ろう	3- 1
1. 協働のルールやノウハウを知ろう	3- 2
2. 社会的課題の発見から協働事業へ	3- 4
3. 協働事業の事業案を練る	3- 6
4. 行政へアプローチする	3- 10

5.	行政と検討する、または行政の審査を受ける	3- 12
6.	契約などの実施に向けた準備を行う	3- 16
7.	事業を実施し、活動に取り組む	3- 17
8.	成果をまとめ、報告書を作成する	3- 19
9.	事業を改善し、次へ継承する	3- 21

NPO・行政向け

第4章	資料編 協働のための資料集	4- 1
1.	NPO情報の収集	4- 2
2.	ワークショップの手法	4- 3
3.	協働手法：協働事業提案制度	4- 5
4.	協働手法：市民活動協働市場	4- 6
5.	協働手法：協働パイロット事業	4- 8
6.	協働手法：審議会・協議会等への参画	4- 10
7.	協働手法：委託	4- 11
8.	協働手法：補助・助成	4- 14
9.	公募事業の募集要項（委託／補助等）	4- 16
10.	協働手法：事業共催・実行委員会	4- 19
11.	協働手法：後援（後援名義）	4- 20
12.	その他の協働手法	4- 24
13.	法令等	4- 25

[このマニュアルの使い方]

- ④ このマニュアルは、NPOと行政の協働事業についてまとめており、特に3章「実践編」は協働事業を行いたいNPO向けの参考となるように作成しています。
- ④ 基本的な考え方を知りたい場合や、初めて市民活動や協働事業に関わる方は、1章「理念編」から御覧ください。市民活動や協働事業についての基本的な理解を得ることができます。
- ④ 行政職員が協働事業を企画するには2章「企画編」を御覧ください。
- ④ このマニュアルは「静岡市市民活動の促進に関する条例」を基に書かれています。
- ④ どう検討していいかわからない場合は、市民生活課に御相談ください。いっしょに考えましょう！
- ④ 「こういう情報も載せて欲しい!」「表現がわかりにくい!」「誤りがある!」などなど、御意見等ありましたら市民生活課まで御連絡ください。

054-221-1265

(市民生活課NPO担当)